

新行動計画策定の基本方針

第1 趣旨

本県では、平成19年12月、県政の基本指針となる総合計画について、施策・事業等をスピード的に実行していくためのアクションプランとして「チャレンジ山梨行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、県民が眞の豊かさを感じでき、「暮らしあさ日本一」と思えるような県づくりを進めてきた。

こうした中で、地場産業や観光・農業の振興などによる産業経済の活性化、医療福祉・教育文化の充実、まちづくりの推進、安全・安心の確保など、県政各般にわたるバランスのとれた施策・事業の展開により、「行動計画」に掲げた各種施策や数値目標は、概ね達成される見通しとなつた。

また、本県の明るい未来を切り開いてくれる「やまなし発展の芽」も数多く育つつあり、こうした「発展の芽」を、さらに大きな成果へと結実させ、県民誰もが眞の豊かさを実感できる「暮らしあさ日本一」の県づくりに、引き続き挑戦していく必要がある。

そこで、山梨を未来に向かって大きく飛躍させるための施策・事業等をスピード一に実行していくための新行動計画を策定する。

さらに、新行動計画の推進に当たっては、行財政の効率的な運営が必要不可欠なものであることから、財政の再建やスリムでオープンな県庁づくりなどの行財政改革への取り組みについても、新行動計画と一緒にして明らかにする。

第2 策定に当たっての基本的な考え方

(1) 計画の性格

新行動計画は、県づくりの基本理念や将来の県の姿をはじめ、今後、本県が重点的に取り組む施策・事業の内容、具体的な数値目標、実現に至るまでの工程を明らかにするとともに、これら施策の推進の裏付けとなる行財政改革に関する取り組み内容を定めるものであり、県政運営の基本指針となるものである。

(2) 計画の構成及び期間

- 概ね次により構成する。
 - ・計画策定に当たっての基本的な考え方
 - ・時代の潮流と本県の課題
 - ・計画の basic 理念
 - ・長期的ビジョン
 - ・重点プラン
 - ・施策・事業の方向、数値目標、工程表
 - ・計画推進方策
- 計画期間は、平成23（2011）年度から平成26（2014）年度までの4年間とする。

(3) 策定に当たっての留意事項

- マニフェストの確実な履行に向け、速やかに事業成果が挙げられるよう、効率的・効果的な施策・事業の導入を検討すること。
- 「やまなし発展の芽」を着実に育て、大きな成果へと結実させられるよう、既存の制度や枠組みにとらわれることなく、柔軟かつ斬新な発想で施策・事業の導入を検討すること。
- 県債残高の着実な減少に向け、徹底した支出の削減を図るとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう、施策・事業の抜本的見直しを行い、選択と集中を図ること。
- 県民、企業、NPOなど、様々な主体との適切な役割分担を踏まえた施策・事業の展開を図るとともに、国・県・市町村などが連携・協働することによって、効果的な事業展開が期待できる分野については、積極的にその主体の知恵や能力を活用した施策・事業の導入を検討すること。

第3 計画の策定方法

(1) 県民の参画

計画の策定に当たっては、多くの県民から意見をいただくため、県民意見提出制度実施要綱の規定に基づくパブリックコメントを実施する。

(2) 総合計画審議会における審議

4月に第3期山梨県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、基本的な事項についての調査・審議を部会ごとに実施し、部会連絡会に計画素案を諮る。

(3) 議会への報告及び付議

「山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例」に基づき、素案の概要について、6月定例県議会に報告するとともに、基本的な事項について、9月定例県議会に付議する。

(4) 庁内推進体制

山梨県行動計画推進本部規程（平成19年3月30日山梨県訓令甲第2号）の規定に基づき、本部会議（以下「推進本部」という。）、計画推進会議及び推進班を設置し、全序的な体制で計画策定に取り組む。

なお、複数の部局間の調整が必要な事項については、必要に応じ、計画推進会議内にプロジェクトチーム方式の分科会を設置し、迅速な課題解決に努める。

第4 策定スケジュール

- | | |
|----------|---|
| 平成23年 2月 | 推進本部（基本方針の決定） |
| 4月 | 審議会総会 |
| 5月 | 審議会各部会 |
| 6月 | 推進本部（計画素案の概要の決定）
計画素案の概要の県議会への報告 |
| 7月 | 審議会各部会 |
| 8月 | 審議会部会連絡会
計画素案（基本的事項）のパブリックコメント |
| 9月 | 推進本部（計画案の基本的事項の決定）
計画案の基本的事項の県議会への付議 |
| 10月 | 推進本部（行動計画の決定） |

新行動計画の体系について

○新行動計画の施策・事業実施に当たっての考え方

「暮らしやすさ日本一の県づくり」に向けた取り組みが、効果的・効率的に実施できるよう、その目的等を考慮し、これらを「基本目標－政策－施策・事業」の三段階に区分し、体系化します。

(基本目標)
今後、達成すべき分野別の基本的な目標

(政策)
基本目標を達成するため、本県が、今後、重点的に取り組む政策

(施策・事業)
それぞれの政策を構成する主要な施策・事業

○「改革続行」チャレンジの構成イメージ

